

立命館大学大学院文学研究科
博士論文審査要旨

中西 健 治

『浜松中納言物語論考』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇六年九月十三日

審査委員

主査 真下 厚

副査 竹原 崇雄

副査 彦坂 佳宣

論文内容の要旨

学位申請の主論文は『浜松中納言物語論考』(約二五〇頁、和泉書院、二〇〇六年)、副論文は『浜松中納言物語全注釈 上・下』(上下で約一、四〇〇頁、和泉書院、二〇〇五年)である。

主論文の章立ては次のようである(節以下は省略)。

序 説—平安末期物語の中の浜松中納言物語

第一章—浜松中納言物語の題名・成立年代に関して

第二章—浜松中納言物語の表現

第三章—浜松中納言物語研究史

付録

以下、内容をかいつまんで要約する。

序説は、章名にある「平安末期」の用語の由来、また最近の「王朝末期」「中世王朝物語」の名称を検討する。明治以降の研究史をたどり、「源氏物語」から後の和文物語群を包括する用語は定着していなかったこと、次に「平安後期」「末期」の名称の使用状況の検討をする。また、「中世王朝物語」はここに入れる物語の種類も含めてまだ抵抗があり、「作品の時代環境を的確に押さえる名称に混沌とした状況そのものが作品の内実とも関わる」ことを述べ、こうした流れの中で当該物語は等閑視され不遇が続いているとする。次に、当該物語の位置について、文学全集などへの物語類の採用状況を調査し、不振の理由を「良い伝本がなく、本文欠落もある」「転生を主とする瞠目すべき趣向があるが、読者の魂をゆすぶる工夫がもう一步」、しかし新しい読みや研究もあらわれて、新段階を迎えているとする。

第一章は、「題名・成立年代」の章である。第一節は題名にかかわるもの。注目度の低かった当該物語が昭和三九年、松尾聡校注により『日本古典文学大系』(岩波書店)に加わり、伝本・注釈・内容に飛躍的な進歩があり、「今日の名称は江戸期以降のもの、原題は『みつの浜松』、万葉集・山上憶良歌による」こと、またその後の画期的な研究による原題と構想との関連をまとめる。

次に、自己の研究に及び、主人公の歌の表現を類句の博搜・分析を通して、題名に関わる巧みな修辞・表現の背景があることに言及し、伊勢物語、橋姫伝承・芦刈伝説など先行伝承をとりこむ当該物語の構想を指摘する。また、後代の勅撰集撰者・為家の歌に当該物語の趣向に注目した詠と思われるものがあることを指摘する。

第二節「成立年代への一視点」—登場人物が死に際「源中納言に告げさせ給へ」とする「源中納言」を史実に求め、源隆国を見出す。当該物

語の作者が、言われるように菅原孝標女と仮定するとその時代とはほぼ一致し、既に指摘のある年代説「康平七（一〇六四）年」前後にかなり近くなるとする。至難な物語成立年代に関する手掛りとなるとの主張がある。この主人公像への示唆により、この物語の読みが深まる余地も生まれるとする。

第三節「作者について、更級日記と同一作者とみて」は、従来言われるように更級日記を書いた菅原孝標女が当該物語の作者だとすれば、作品がどう捕らえられるかを論じた。歌人で古典校合に力を尽くした藤原定家の自筆本更級日記の奥書に、「みつのはまつ」（当該物語の古名）作者説があり、それを受けて当該物語に更級日記の作者ならではの思考・感覺の共通性が読み取れるか否かを検証する。方法は「物語といふもの」など「といふ」表現に着目し、更級日記と共通点が多いこと、当該物語では中国と日本の地名の提示に使用され、日本の「大内山」「み吉野」の用例分析から「いずれも異郷を表現する手法であり」特徴的な物語の手法と見られること、更級日記にも通う面があることを述べる。この論は、「といふ」という何気ない表現に注目し、更級との共通性を指摘し、更に、この物語が中国と日本に亘る「異郷」を表現する物語の内的機構であることの指摘に至る。

第二章「浜松中納言物語の表現」——五節にわたって当該物語の表現を分析する。

第一節「異郷往還の表現」は、従来この物語は日本と中国の「異郷」を舞台とするとの指摘があるものの、具体的な表現でそれを考察したものがないとする。その実践として、異郷をめぐる男女の恋の物語がこの作品の設定であり、中国渡海には暗に「七月七日」の時期が設定され、七夕伝説を下に敷く可能性を述べる。「長恨歌」で皇帝の使いが楊貴妃の魂を探して仙境の蓬萊に至る設定が、当該物語の主人公・中納言が「異

郷で女性と巡り合うことの文芸的背景」、同じく「日本の恋人との逢瀬を思い感慨にふける」ことと重なるとの読みが示される。また、他の物語には少ない「行き着く」の表現が多用される点に注目し、各種物語の用例を博捜し、「行き着く」が単なる「行く」「着く」と違う複雑な心理を含む表現であり、意図があること、「日本↓唐土↓筑紫↓京↓み吉野」へと、物語の中で「ある状態を切り開く」場面設定に果たす役割があることを考察する。この分析から「源氏を受け、漢籍や故事を背景に異郷・仙境の場へとそれを延ばし、男女の恋愛を導入するこの物語の趣向」のあることを指摘する。

第二節「山階寺・可笑味」は、山階寺の高僧が維摩経により吉野尼君の病平癒を祈る設定がある点につき、寺の起源が鎌足の病を維摩経によって癒したことを背後にもつ「付帯する文化的コード」の利用であるとす。次に可笑味の存在を指摘する——「尼君の死に、主人公の中納言は縁と庭の間を往復する振る舞いを見せる、ここに滑稽さが読めること、また、別場面の説明「逢う道ならねば何のしるしもなかりけり」を「近江路」を掛ける点にも笑いを誘う点があるとする（ただ、この読みには審査者から多少の異論があった）。

第三節「もろこし・からくに」は、当該物語の重要な「異郷を示す語」の一つとし、その使い分けの検討から入る。まず「唐土」などの表記の読みを確定し、次に当時一般の意味・用法を点検し、当該物語の「からくに」は他の物語類に稀少で、「土地名」でなく「主人公の中納言が慕う唐后——実は吉野尼君の娘」を指し、特別な心情のこめられた語句である、一方の「もろこし」は土地名を主とする用法であることを実証する。以上の発展として、先行研究に「からくに」「もろこし」が男性語対女性語の傾向があり、男性官人と女性という、担い手の異なる文学の相違を指摘する論を援用し、当該物語のこの用語に中国と日本にまたがる「異郷」

の二元的な構造のあることを示唆する。

第四節「日本・ひのもと」も同様な視点がある。まず、伝本が近世期まで下る不備に注意し、かつ表記の差異と広がりや踏まえながら読み幅を確定し、周辺文学作品の用例も精査し、「日本」は「対・中国」を意識した用法、公的・男性的、当該物語は特にこの用例が多く、しかも中国を舞台とする巻一に集中する。一方「ひのもと」は私的・女性的で和歌にも多いとする。第三節「もろこし・からくに」と対応する二元的な構造をもつ例であり、「その意識裡には新しい内容の物語、宇津保物語や源氏物語などには見られなかった異郷の話を素材の中心に捉えて構想してゆこうとする姿勢」のあることを指摘する。

第五節は、従来、意味不明とされた「わうかくしやう」「かうそう」が、「留学僧」「高層」であることを実証的に論じたもの。ここには、以前の注釈をよく吟味し、研究史上はじめて「全注釈」（副論文）を成した著者ならではの経験と注意深さの成果が現れている。

第三章 研究史について——この最終章では、近世以降の研究史がまとめられている。いわく、当該物語の注目度はもう一つであるが、今までに、本文の不備を補い、語句・表現、表題・構想の面の研究がある。それを振り返り「そこに今日的課題も存在することを知りうるはず」とする。

第一節「宣長・春村」のもの——宣長には当該物語四冊の謄写本の作成・校合、要語句・表現を中心とする考察があり、その主点は物語の内容より稀少語句の考察にあつたとする。しかし、その一つ「み吉野」は背後にある土地の性格にも言及しており、物語の舞台と登場人物との関係に興味をもった視点があるとする。春村のものは、風葉和歌集との同類歌の検証、散逸首巻の指摘を含む構成に論を進めるとする。また、若干の誤解のある点も指摘する。

第二・三節「岡本保孝（寛政九年～明治十一年）」のもの——この研究は昭和五年、藤田徳太郎が研究史的事実を述べる中で、唯一指摘されたものであることの意義を述べ、書誌の上では活字本と自筆写本に相違のある点を指摘し、研究成果としては人物系譜・年立ての考察が評価され、その後には有益な視点を提供したこと、欠本内容の考察、風葉和歌集所収歌の検討があることを考察する。これらを改めて確認し、当時まだ全体が四巻しかない状況でなされた成果を高く評価する。

第四節——近世の「浜松中納言目録」「浜松中納言物語類標」の研究である。少ない当該物語研究のうち初期のもので今までの研究史に漏れるが、初歩的研究ながら見るべき点を評価し、正当な位置付けをした点とする。まず、前者は、諸本の丁寧な検討の上、特異な語彙より通常の語彙を挙げる傾向からは文脈把握を主眼とする姿勢があり、実例を検討して、「物語本文の読解へと有機的に発展させていく指標」の集積であると評価する。また、挙げられた項目の表記を手掛りに、依拠した本文の種類も検討している。後者は、四種あるテキストの書誌や系統関係の考察を経たうえで評価に及び、語彙選択は使用度の少ない、しかし地名その他、特殊性の無い和語に目を向けた傾向があることを指摘する。次に二書の掲載語句の共通度に注目し、「同一写本を用いて別個に編集された、いわば兄弟本」とする。さらに、それぞれの著者についての考察と、両者が間接的な交流があつた可能性も指摘する。

第五節——宮下清計氏の研究。第二次大戦直後に出た、本格的な注釈の意義を述べる。宮下氏の経歴、当該物語の当時の研究段階などを述べ、本格的な当該物語の注釈書でその後の研究に多大な影響を与えたとする。探訪記をまじえて考察され、申請者の当該物語や先行研究とその関係者への思い入れも随所に認められる。とりわけ、この節だけに留まらないが、申請者をこの物語研究に導いた恩師・鈴木弘道への思いは格別なこ

とがよく伝わってくる。

論文審査の結果の要旨

審査委員会は二〇〇六年七月十五日（土）午後二時から四時半まで、末川記念会館（第三会議室）で、公開で実施された。

審査委員三名の所見はそれぞれ以下のとおりである。

〔副査・彦坂佳宣〕

まず、見るべき点として次のことが挙げられる。

①副論文は初めて当該物語の全体を通して注釈であり、各所に新見があり、今後の研究の大きな指標となる業績と考えられる。

②主論文には、この注釈行為を経て初めて成される読みが随所に認められ、主・副あわせて大きな研究成果となっている。

③主論文の各論は、丁寧な書誌的研究、原文に密着した解釈、また前後の時代とジャンルに亘る類似表現の精査による読みがなされ、その上で当該物語をどう読むか、その表現構造がどうかあるかが示されている。例えば、第二章の「表現」の分析では、一見何でもない語句に着目し、表記と読みを決定し、関連する資料の中での意義を検討し、文学史的な流れと結びつけ、それが当該物語の表現にどう利いているかを考察し、これが高次の読み統合される段取りとなっている。その、着目から物語の読みに至る過程は、他の章においてもほぼ同様であり、この点が高く評価される。

次に、望まれる点について。

①序説で「平安末期」「中世王朝物語」の用語の検討がある。申請者は前者を取るが、その理由を主論文全体の内容と関連づけて明確にしてほしかった。

②第一章の「題名」で、従来の諸説の丁寧な検討から出発し、物語の内容・構造論に至るが、趣旨は後者にあるような感じを受ける。章題と内容との整合性がほしい。

③第二章「表現」の論は上③のような高い評価が出来る。一方で、その個々の当該物語の読みを「作品の時代環境を的確に押さえる名称に混沌とした状況そのものが作品の内実とも関わる」（序章）とする視点に結びつけ、当該物語の大きな定位を試みる視点が望まれる。

④第三章「研究史」の冒頭の「今日的課題も存在することを知らうるはず」との姿勢が、ひるがえって主論文の全体的な研究視点とどう響き合うか、この点を示されたい。

⑤主論文のいくつかの論は前著に所収のものである。補筆はなされているが、研究の進展面を明確な形で盛り込む姿勢が望まれる。

以上、二つの観点から述べたが、本研究は十分に博士の学位に足る研究であると考ええる。

〔副査・竹原崇雄〕

氏の研究は、先学の文献に限なく目を通し、それを精緻に検証し、対象を徐徐に絞り込んで行く堅実な方法に基づいている。そのための基礎的作業としてテキストを正確に読むところから出発した研究の一つの巨大な成果が、副論文として提出された『浜松中納言物語全注釈 上・下』である。

主論文では、序説において当該物語の文学史的な位置づけを論じ、第一章で題名・成立年代・作者という物語の外枠の問題を、物語世界そのものを絡めながら帰納的に証明している。第二章は特異な表現を捉え、その意味するところの内実を明らかにする。一見それは断片的な作業であるかのような印象を与えはするものの、微妙な連繫を保って物語世界の

本質の解明に結びついている。第三章では研究史の空白となつてゐる分野に焦点を当て、それを埋めることで史的展望を可能ならしめてゐると共に、今後の研究の方向をも示唆してゐると考へる。

形態的にも整然とし、内容的にも重厚な論が世に出たことによつて、『浜松』に関わる者はこれを一つの足場として物語総体の文芸的世界の解明に進む道へと踏み出すことが可能になつた。先学への敬意とともに先行文献に対する批判的な眼差しが自らの描く独自の世界を創造したのである。その誠実な学究的姿勢は提出論文に一字の誤字・脱字もなかつたところからもうかがうことが出来る。

〔主査・真下 厚〕

申請者は一九七〇年に「九十九人の王の典拠について」(『解釈』第十六卷第三号、解釈学会)を發表して以来三十数年、浜松中納言物語を中心とした平安末期物語の研究に精力的に取り組み、『浜松中納言物語の研究』(大学堂書店、一九八三年)『平安末期物語攷』(勉誠社、一九九七年)『中世王朝物語全集 風に紅葉』(笠間書院、二〇〇一年)『浜松中納言物語全注釈 上・下』(和泉書院、二〇〇五年)『浜松中納言物語論考』(和泉書院、二〇〇六年)を上梓してきた。この度、この『浜松中納言物語論考』を主論文とし、『浜松中納言物語全注釈 上・下』を副論文として博士学位(乙号)の申請をしたものである。

当該物語はその最終巻の巻五が一九三〇年によく発見されたものの、なお首巻が不明のままであり、本格的な研究がなされてこなかつた。浜松中納言物語の名を単独で掲げた研究書は申請者の『浜松中納言物語の研究』が最初であり、本論文(『浜松中納言物語論考』はその二冊目である(池田利夫氏には『更級日記浜松中納言物語攷』武蔵野書院、一九八九年、がある)。本格的な注釈研究としては『浜松中納言物語全注釈 上・下』

が初めてのものである。したがつて、浜松中納言物語の研究は申請者がその柱の一人として押し進められてきたのである。主論文は全四章からなり、書き下ろしの論文や未収録の論文を中心に、旧著書に収めたいくつかの論文もいくらか加筆して加え、体系化を図つてゐる。こうした新たな分野についての研究として大きな意義をもつ。

その方法は物語・和歌表現の精緻な分析を中心とする実証的なものである。こうした分析によつて、現代の言語感覚からは見過ごしてしまふような細部の表現が作品の読解や題名の理解の上で大きな意味をもつことを明らかにする。こうしたオーソドックスな文献学的方法是芳賀矢一以来、研究が積み重ねられてきたが、この流れは立命館大学では後藤丹治氏から鈴木弘道氏へ、そして申請者へと受け継がれてきている。その態度はきわめて慎重で堅実である。

主論文の序説は浜松中納言物語の文学史的な位置づけについて論じてゐる。主論文の序説としてふさわしいものである。ただ、このなかで当該物語の文学史的意義がもつと積極的に論じられてもよかつたように思われる。

第一章第一節は当該物語の題名について論じたものである。従来の諸説を慎重かつ詳細に検討し、原題「みつの浜松」と関わる歌ことばを丁寧に分析する。「涙の海」が絶望的な心情を象徴的に表す歌ことばであるとの指摘は鋭く、評価できる。また、当該物語を単一の説話概念で把握すべきでなく、古今和歌集の説話や伊勢物語などの重層的な影響関係を考えるべきだとする。これは物語を説話の話題から把握しようとする近年の研究の流行に対する批判であり、妥当な見解といえる。

第二節は当該物語の主人公である「源中納言」のモデルについて論じたものである。作者が更級日記の作者菅原孝標女とする説に依拠しながら、歴史的に実在する人物の誰を「源中納言」のモデルにしていたかを

問い、源隆国との関係を論じる。作品成立の問題を追究する上で意義ある論と考えられる。

第三節はこの物語の作者について論じた。菅原孝標女説を支持し、その論拠とする内部徴証を新たに求めたものである。「といふ」表現に着目し、それが唐土の地名や「み吉野」「大内山」という異郷を表す表現であり、「吉野」は更級日記にも見られ、俗世間を遠く離れてその地で生活することへの憧憬や愛着の心情は浜松中納言物語と通底するとする。従来とは異なる角度から孝標女説を論証しようとしたもので、その意義は大きい。

第二章第一節は異郷往還の表現として「行き着く」系統の表現を取り上げて論じる。従来注目されることのなかった表現についてその表現のはたらきを論じた意義ある論であるが、この表現が特殊なものであることを論じきれてはおらず、やや説得力を欠いている。

第三章は本作品の研究史をたどったものである。副論文と大きく一つのものとして申請者が浜松中納言物語の研究の体系を提示しようとしたもので、その研究史についての研究は重要な意味をもつ。加えて、本作品の研究は現在においても十分に組み立てられているとはいえない状況にある。そこで、申請者は近世・近代における本作品の研究について論じ、そこから今日的な課題を見出そうとする。とりわけ、第五節は圧巻である。画期的な注釈書であったものの、稀覯本となってしまうた新註国文学叢書『浜松中納言物語』（大日本雄弁会講談社、一九五一年）の著者宮下清計氏の研究について論じたものであるが、遺族やその周辺の人々への丹念な調査を行って宮下氏の研究の全容を明らかにしている。その綿密で詳細な調査とそれにもとづく研究は本論文全体に通じていることであり、高く評価できる。申請者の研究の基礎となる写本の発掘や研究史の調査は人と人とのつながりと信頼のなかで初めて可能となること

あって、申請者の高潔な人柄がうかがわれるところである。

試験または学力確認の結果の要旨

申請論文には漢文の十分な理解を示す引用・解釈があり、また、英文による主論文の適切な要旨も提出されている。審査委員の質問には関連科目分野を含めた的確な回答がなされた。

審査委員会は、この点で関連科目・外国語等に関する学力の十分な保有者であることを認め、本学学位規程第二五条第一項に基づき、学力確認に必要な試問の全部を免除した。

以上を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第二項により、博士（文学 立命館大学）学位の授与を適当と認めるものである。

青柳雅文

『現象学のアンチノミーと超越の問題』

—Th. W. アドルノの最初期思想を中心としたフッサール論の研究—

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇六年三月三十一日

審査委員

主査 服部 健 二

副査 谷 徹

副査 藤野 寛

論文内容の要旨

この論文は、意識を超越した対象の認識可能性という古くからの認識論的難問を、アドルノの学位論文以来のフッサール研究に焦点をあてて、解明しようとするものである。その際、指導教授であったコルネリウスの影響を受け、意識の直接的所与をめぐってフッサール研究を始めた若きアドルノの認識論的関心が、フッサール現象学のかかえるアンチノミーの問題に向かい、それがアドルノの哲学的出発点となつて、後の非同一性の思想が形成されてきたことを解明しようとするものである。

論文の構成は、「第一部 複合的認識と超越の問題—最初期アドルノの思想形成」、 「第二部 フッサール論の展開Ⅰ—一九三〇年代アドルノのフッサール論を中心に」、 「第三部 フッサール論の展開Ⅱ—認識論のメタ批判—」である(細目略)。

第一部では、これまであまりにコルネリウスの思想的として議論されることの少なかった二つの作品、つまりアドルノの学位論文「フッサール現象

学における物的ノエマ的ものの超越」(一九二四年)と未提出に終わった教授資格論文「超越論的靈魂論における無意識の概念」(一九二七年)、および、音楽評論に属する小論「シューベルト」(一九二八年)が順次取り上げられ、アドルノの哲学的問題意識の生成過程が論究される。

つまり、コルネリウスの影響を受けたアドルノが、学位論文において、物の複合的認識(意識の現在の体験内容には非現在のな内容を含むという認識)の立場にたったこと、その立場から、フッサール現象学のアンチノミーを批判したこと、いいかえると、フッサールの現象学が意識の外の超越的对象を還元によって意識内在主義によって解明しようとしながら、なお不徹底さはらんでいると批判したこと、そして意識内在主義に徹底しようとするアドルノが、教授資格論文において無意識の問題に取り組むことによつて、物の複合的認識においては、超越論的意識が与える意味(Sinn)のなかに、いまだ意識されていない意味(Bedeutung)があることを自覚して、コルネリウスの影響を脱却する手がかりをえたこと、さらにアドルノが、シューベルト論での形象をめぐる議論において、物の複合的認識という発想に形象の形成と崩壊という弁証法的歴史の契機を加えることによつて、学位論文以来の認識論的関心を保持しながら、形象を形成する意識の試みの挫折を通して、意味付与の働きを越えて対象が現出してくるといふ着想をえたところに、のちの非同一性の思想への展開があることを論じたものである。

第二部では、コルネリウスの立場を離れ自然史の思想を確立していくといわれるアドルノのその後のフッサール研究が取り上げられる。対象となる資料は、一九三〇年代初頭の「哲学のアクチュアリティ」(一九三一年)「自然史の理念」(一九三二年)、イギリス亡命中に執筆された「フッサール哲学によせて」(一九三八年)「フッサールと観念論の問題」(一九四〇年)である。

この第二部で論者は、まず Sinn 与 Bedeutung の関係についてフレーゲ、フッサール、コルネリウスの諸説と比較参照しながら、アドルノが意味の問題をめぐる非同一性の思想を確立していく過程を論究する。そのさい論者は、アドルノがベンヤミンのアレゴリー論とルカーチの第二の自然の観念を取り入れて、移ろい行く謎にみちた対象の認識が、意識の意味付与 *Sinngebung* の働きとそれが疎外され崩壊する瞬間における対象の意味 *Bedeutung* を解読する働きによって行われることを分析して、非同一性の立場が打ち出されていることを示している。つぎに論者は、フッサール現象学におけるカテゴリー的直観と他者問題を取りあげ、前者については、感性的なものと非感性的な理念的なものを架橋しようとしているものの、超越論的主観性の立場そのもののゆえに成功しておらず独我論に陥ること、また独我論に反論するフッサールの後者についての議論も、自我が他者を自分に類比的に経験する限り独我論を免れないと批判するアドルノの議論を整理している。こうしたフッサールの議論には主観と客観との間に同一性を確立できるという同一性の思想、観念論があるとアドルノは批判するのである。こうして論者は、アドルノにとつては、意識の志向性の働きそのものを通して、いいかえればフッサール現象学を通して、非同一的なものが意識の他者として現出することを強調するのである。

第三部では、『認識論のメタ批判』（一九五六年）や『ミニマ・メモリア』（一九四四—四六年）を素材に、アドルノがフッサール現象学の抱えてきたアンチノミーをどう批判的にとらえているか、そしてアドルノの弁証法的な写像理論が意識の所与の直接性と媒介性をどう考えているのかを論究するものである。

論者はまず、この著作の第四章—第二部で考察された「フッサール哲学によせて」（一九三八年）の加筆修正されたもの—を取り上げる。第二

部でのフッサール哲学の観念論批判、独我論批判がここで再論されることになる。ここでは、フッサール現象学が伝統的観念論の孕む独我論を抜け切れない理由を、アドルノが、超越論的主観性を根源にある無媒介な第一者として、それによって認識を基礎付けよう、他のものとの認識論的同一性を図ろうという現象学の学問構想そのものに求めていること、また同一律のような論理的理念的なものが意識との関係を離れて存在するものではないというコルネリウスの議論の影響がアドルノになお残っていることが描かれる。

次に、事象そのものへと呼びかける現象学が、超越としての物を意識内在的に、意識とのかかわりで語ることを可能にしたが、論者はアドルノが、意識との関係で超越について語ろうとするフッサールを評価しながら、たとえばノエマの概念のような志向的体験の内在的对象を、事象そのものが孕む内在と超越の矛盾を示すものとして捉え、現象学には弁証法が含まれると主張したことを強調する。アドルノの認識論における弁証法を論者は、追想あるいは銘記 (*Eingedenken*) の観念と写像 (*Bild*) および写像禁止 (*Bilderverbot*) の観念から掘り下げている。アドルノが、内在と超越のアンチノミーを克服しようと、意識が概念を使って対象を内在的に認識する働きにおいて常に示唆される非同一的なものを取り出す働きが追想あるいは銘記である。そして論者は、アドルノが一方では、フッサールの写像理論批判、つまり超越としての外部の対象の代理物が写像だとする理論批判をより徹底しながら、事象そのものを写像のない真理と捉えたこと、他方では、その写像のない真理を弁証法の理念として、フッサール現象学における概念による認識から逃れる非同一的なものを捉えようとしたことを考察している。

そして最後に、アドルノのこの弁証法的認識論の解明を補完する形で、物の知覚の問題を取りあげ、フッサールの知覚論との比較、およびアド

ルノ自身の学位論文での知覚論との比較を行っている。アドルノは、フッサールにおいて感覚と知覚の関係が、志向的体験の实的成素としてのヒュレーとそれを充実して意味を付与する志向的モルフエーの関係において、後者優位のもとで考察されていることを批判しているが、論者はアドルノがそうした批判に際して、知覚の素材としてのヒュレー概念にカント的な感性を触発するものを理解し、対象的なものの感性的経験を重視する立場が現れていると指摘している。そして学位論文では、ゲシユタルト理論を評価する立場からフッサールの要素主義的原子論的考えを批判していたが、『認識論のメタ批判』では要素主義と全体主義との一方を強調するのではなく、両者の緊張関係を保持しようとしている点で修正されていること、また、実在としての木そのものと知覚された木の区別をめぐっては、後者は燃えないとするフッサールの議論を物の二重化として批判している点で連続しているのだと、アドルノのフッサール研究に与えたコルネリスの持続的影響を主張し結論としている。

論文審査の結果の要旨

申請論文の公開審査は、二〇〇六年七月十五日(土)午後四時から六時まで末川記念会館第二会議室にて十五名を越える参加者のもとで行われた。申請者によって本論文の課題、構成、今後の研究展望が語られたあと、三人の審査委員からそれぞれの審査意見が提示され、それに申請者が答えるかたちで審査が行われた。

本論文は、コルネリウスの影響を受けたアドルノが学位論文においてフッサール現象学での超越と内在の問題をどう批判し、その後、さらに継続したフッサール批判を通して、非同一的なものを主題とする否定弁証法の立場に通じる認識論的関心を展開していったかを説明しようとするものである。それは、アドルノがコルネリウスの影響を受けて、印象

構成部分(現在の対象についての現在の知)と表象構成部分(非現在の対象についての現在の知)からなる物の複合的認識という発想を取り入れて、意識の直接的所与の認識問題に関心をよせ、その後、無意識と意識の問題、印象の形成と崩壊という弁証法的な印象論あるいはアレゴリー論、*Sinn—Bedeutung*の関係をめぐる議論、写像と写像禁止をめぐる議論へと、アドルノが超越としての対象を常に意識とのかかわりで取り扱おうというフッサールの現象学の発想を取り入れながらも、意識による対象の意味 *Sinn* 統一を超えて対象が現出してくる体験を重視して、志向のない対象へと接近していこうという意味 *Bedeutung* 解読の試み、同一性思想としてのフッサール観念論批判を通しての非同一的な思想へいたる歩みを論じたものである。

三人の審査委員はいずれも、本論文が、今日では忘れられた哲学者といえるコルネリウスに脚光を浴びせ、その「超越論的現象学」との影響関係を視野にいれて、アドルノの哲学的関心の生成をフッサール研究に即して論究したものであり、そこに本論文の最大の意義があり、従来アドルノのフッサール研究といえば、『認識論のメタ批判』が中心であり、コルネリウスの影響を否定的あるいは消極的に見積もってきただけに、積極的な問題提起をアドルノ研究に投げかけるものだと評価する点では一致した。しかしまた、審査委員それぞれから主に次のような意見が提出された。

服部審査委員からは、コルネリウスとアドルノの関係からアドルノのフッサール論を論究した積極的意義を認めるとの意見が述べられた。それに続けて、物の複合的認識というコルネリウスの主張に影響を受けたアドルノが、無意識論から形象論へと議論を展開し、自然史の観念を展開していくとき、認識論の問題関心に歴史的弁証法の問題意識が表れてくるということは、本論文が主張するとおりであるにしても、また、

本論文がアドルノのフッサール研究との関連の解明に首尾一貫性をもたせるということからであるにしても、認識論的問題関心と歴史的弁証法的な問題関心とがかかわる自然史の観念には、やはりヘーゲルとの関係も考慮にいれる必要がある、アドルノ・ヘーゲル関係は今後の課題として残るのではないか、という意見がだされた。

谷審査委員からは、コルネリウスとアドルノの関係の解明という点での意義を認めながら、アドルノからみたフッサールという視点にとどまっている弱さがある、という意見が出された。たとえば、フッサール自身は内在と超越という問題において、現出と現出者の差異を含んだ相関関係を見続けたのであって、それを現象学のアンチノミーと捉えたアドルノと、立場は違うものの、両者の関係は、もつと両者それぞれの立場を対等に扱い、しかもアドルノがその意識内在主義を徹底させて、そこにはほころびを見出していく展開過程をもつと強く押し出せばよい、という所見がのべられた。

藤野審査委員からは、内在性を徹底することでそこに収まりきれないものを析出するいわば内破の論理とでもいべきものが描かれているが、申請者のシューベルト論の分析からすれば、認識論的問題関心よりも若いアドルノの音楽論こそ重要だということに、自分自身気づかされたし、むしろ本論文とは別のアドルノ解釈ができるのではないかという意見が出された。

それらの意見に対して、申請者からは、アドルノの自然史の思想や否定弁証法を理解するときに、さまざまな哲学者からの影響関係については今後の課題として残ることを認めながらも、アドルノがなぜ美学芸術論も含め直接的なものとその媒介性を重視したか、その論理を探るためにコルネリウスとアドルノの関係を基軸においたという応答があった。

他にも審査委員から *Erfindung* の訳や *Bild* の訳のゆれについて、ま

た枚挙されている先行文献との積極的論議の必要性などいくつかの問題点も指摘された。

以上の批判的意見はあるものの、先に述べたように、本論文が全体としては手堅くまとめられたものであり、コルネリウスに脚光を浴びせ、新しいアドルノ解釈の道を開いたという点での意義は認められ、課程博士号を受けるに値すると判定された。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は、これまで学内紀要三篇、全国学会での報告一件、また申請論文提出後に共訳者としてアドルノの学位論文の翻訳を上梓したことなどを通じて、新たな視角からアドルノ研究を始めた若手研究者としての能力を認められている。また、入学時の外国語試験や上記の学位論文翻訳で示された申請者の、研究者として必要な外国語の力量も十分備わっていることが明らかである。

当審査委員会はこれらの点を総合的に判断し、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

安田 歩

『室町期公武関係の研究』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇六年三月三十一日

審査委員

主査 川嶋 將生

副査 杉橋 隆夫

副査 富田 正弘

論文内容の要旨

本論文は、室町時代における天皇および院(上皇)の「権威」の実態について、特に足利将軍家との関係を中心に考察するものである。考察に当たっては、具体的には足利将軍が天皇・院に対しどのような対応を示したのかに留意し、院宣(上皇の発給文書)・綸旨(天皇の発給文書)の発給とその内容、足利四代将軍義持期の公武交渉、准后宣下をめぐる動向の三点からの分析を行う。

論文は「はじめに」と終章、本文三章から成る。第一章「室町前期の院宣・綸旨」は、室町時代の院宣・綸旨の発給状況や、機能の実態分析を通じて、室町時代の公武関係を分析・追究する。これまでの研究では、三代将軍足利義満政権によって朝廷がもつ諸権限が室町幕府に吸収され、以後、天皇・上皇は政治的実権を喪失したと理解されていた。このため六代将軍足利義教が暗殺された嘉吉の変(一四四一年)以前の院宣・綸旨の問題は、積極的な検討対象とされることはなかった。しかし、

足利義満・義持・義教の各政権下においても多くの院宣・綸旨は発給されており、嘉吉の変以降の院宣・綸旨がもつ歴史的意義を正確に位置づけるためにも、この問題に関する当該期の実態分析が必要であるとの認識に立ち、詳細な分析を行う。

結果、嘉吉の変以前における院宣・綸旨、そして足利将軍が発給する御教書には、発給者としての独立した意志が明確に示されていたが、変以後の後花園天皇親政期の応仁年間(一四六七～六九)以降になると、院宣・綸旨に「任武家之下知」という文言が増加していくことが明らかにされる。つまり天皇・上皇の意向を明示する文書であるべき院宣・綸旨のなかに、武家の意向にまかせる、との文言が記載されることは、この段階で院宣・綸旨の在り方に重要な変更が加えられたものと言えようし、このことは、幕府の下知の裏付けなくして綸旨の内容が保障されない事態となったことを表わすものであったと指摘する。さらにこの事実には、さまざまな権利の保障者としての「天皇の権威」が失墜したことを示すものであり、従来の研究が、院宣・綸旨の量的増加から「天皇権威の復活」問題を指摘するのは誤りである、と批判する。なお院宣の発給についても、将軍足利義持は、武家の利益代表者として行動するのではなく、後小松院との協調関係を優先させた行動を取っていたことを明らかにする。

第二章「足利義持執政期の「伝奏」と「時宜」」では、公武間の申次を行う伝奏に焦点を当て、その機能や役割の分析を行う。伝奏は院政の組織から発生した役割で、少なくとも南北朝期の後円融院政までは、上皇の下で活動する伝奏が確認されている。そしてこの段階での公武間交渉は、武家執奏によって行われており、伝奏の役割ではなかった。この状況に大きな変化を与えたのが足利三代将軍義満である。義満は武家でありながらも公家としての資格を整え、武家執奏であった西園寺氏、な

らびに伝奏を担う公家衆を室町殿家司として編成する。つまり義満は、武家として強圧的に公家を支配するのではなく、公家としての格式を整えた上で公家を「合法的」に支配したのであるとし、このことは義満が公家の立場から公家の伝奏を支配した、いわば命令伝達機能の役割のみを与えたものであると、評価する。

しかし、足利義満没後、義持は父義満の獲得していた治天としての地位を継承することを拒否した。そのため、後小松院と義持が併立する体制のもとで、室町殿足利義持・治天後小松院との間で連絡調整をするという業務が不可欠となって生じ、このことから、かつての武家執奏と伝奏両方の機能を持つ公武間申次が成立したと、その経緯を明らかにする。そしてこの義持段階で成立した伝奏のあり方が、その後の義教期、さらには義教没後も継承され、やがて武家伝奏という呼称を定着させるに至ったとの見解を述べる。

一方、足利義満・義持がともに参内・院参を行い、院政開始時に両者ともに院執事となっていることに注目、その意図を分析する。結果、参内・院参については、宮中儀礼への出仕により、室町殿が摂関家ないし親王家に準ずる家としての格式を維持し、公家衆に印象づけることであつたろうとの考えを提示し、それは、室町殿が武家として公家を支配するという形よりも、上級公家として振る舞い、公家衆を統率することの方が、より抵抗が少ないと考えたのであり、院執事に關しても、同様の意図があつたと考えられるとの見解を提示する。

では、義満・義持の間で異なっていた点は何か。参内・院参については、義満が自ら「治天」的な地位を志向したのに対し、義持は後小松院との協調体制を選択していた点が異なると指摘する。両者の違いは、参内・院参において顕著に現れ、義満が宮廷儀礼に参加することが多かったのに対し、義持は後小松院と、あるいは参集した公家衆と談合を行う

という事例が目立ってくる」と述べる。したがって足利義満と義持は、対公家統制においては共通した手法を用いていたが、どのような形で室町殿の政権を維持するかという構想において、両者は異なっていたと指摘する。

さて、本章ではいまひとつの問題が議論される。それは、こうした後小松院・義持の協調関係を承けて史料上に登場する「公武之時宜」の語に關する議論である。この「時宜」の語が時の権力者の意向を意味する語であることは、佐藤進一氏の研究によつてすでに明らかにされているが、「公武之時宜」の使用例を検討すると、この「公武」は後小松院と義持の双方をさした意向であり、いずれか単独の意向を指すものではないことが明らかとなり、称光天皇が危篤状態に陥り後継者決定が行われた際にも、「公武之時宜」により決定したと認識されている例もある。このように、「公武之時宜」は足利義持執政期における後小松と義持の協調体制を象徴的に表した語であることを主張する。

足利義持政権に対するこれまでの評価は、父義満政権との差異を強調するものが多くみられた。しかし以上のような分析を踏まえて、義持政権は義満政権同様、公家との関係を遠ざけた政権ではなかつたことを主張する。

第三章「室町期准后宣下からみた公武関係」は、足利將軍と公家勢力、寺院勢力との関係を、准后宣下の問題からアプローチした章である。そもそも准后という称号は、皇后・皇太后・太皇太后に準ずる経済的優遇を与えるものとして八七一年に創出されたが、その後、経済的な待遇としての意味は形骸化し、名目的な称号となつていった。室町時代の准后については、足利義満をはじめとする足利將軍が明など、対外関係上の呼称として用いたことで、歴史上、広く知られており、また僧侶の准后が、室町期に増加していることについても、すでに指摘のあるところだ

あった。しかし名目的称号とのみ評価して、そのことのもつ歴史の意味を排除するのではなく、むしろその名目が活用される具体的事例を検討することにより、この問題に対するこれまでの研究を深化させようとする意図を本章はもつ。

三代將軍足利義満は永徳三年（一三八三）、前例の無い左大臣で准后宣下をうけたが、この准后宣下は左大臣から摂関家以上に義満の地位を上昇させていく重要な一階梯となった。ただしこれは足利義満個人としてだけではなく足利家としても、准后を輩出する家として、摂関家以上、親王家に匹敵する待遇を獲得する契機となり、足利義満の没後、義持の兄弟の僧侶である法尊・義円に対する准后宣下も行われ、足利家が摂関家と同等という認識を公家社会に定着させる効果を持ったと考えられると指摘する。

一方、八代將軍足利義持政権期以降になると、功績を積んだ僧侶に対する宣下が増加傾向を示す。この時期編成されていた武家護持僧に名を連ね、足利將軍に対する祈禱を恒常的に行っていた多くの僧侶に准后が宣下されている。ただし、武家護持僧であっても、出自が摂関家・足利家でないもの、または足利將軍との猶子関係の無いものには宣下が行われていないとして、足利將軍に対する武家護持僧としての功績とならんで、出自が准后宣下の要件であったことを明らかにする。

さらに、准后宣下が行われるまでの過程に注目し、足利義持・義教執政期においては、准后が宣下される人物の条件においても、また准后が宣下されるに至る過程においても、足利將軍との関係が大きな意味を持つていたことを、具体的事例をあげながら明らかにする。

ところが嘉吉の変（一四四一年）後の足利義政執政期以降、准后宣下は宣下対象を拡大させていく傾向をみせるが、しかしこの時期になると、宣下過程における足利將軍の介入、あるいは武家護持僧として將軍に対

し祈禱の功績を積む等の関係性も喪失し、准后宣下は、足利將軍によって規制されることなく、摂関経験者、門跡僧の功労者に対する報償として定着するに至ることが明らかにされる。

つまり足利義満期に成立した足利將軍との密接な関係、即ち、公家・寺家が將軍の意向に添って活動し、その賞として准后宣下をされるという関係が、足利義持・義教期まで継続したが、嘉吉の変で將軍の主導性が低下すると、准后宣下は、公家と寺家にとって、將軍の意向とは関係なく、先例に従って、僧としての功績、関白としての功績によって獲得する称号となり、足利將軍との関係は希薄になるという経過をたどるとの指摘が、豊富な事例分析を通して提示される。

「終章」では、以上三章の分析を通じて、室町期における天皇・天皇制は室町幕府の在り方と密接に関係しており、天皇の権威は、室町幕府の機能不全とともに影響力を減少させていくのであって、一部の論者が主張する「天皇権威の上昇」は、みることができない、と結論づける。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇六年七月三日午後一時より約二時間、末川記念会館第一会議室において、公開で行われた（傍聴者十一名）。審査員三名の合議による総合所見を以下に述べる。

本論文は、十四世紀半ばから十五世紀後半にかけての足利政権と天皇・院（上皇）との政治的関係を分析し、この期の天皇および院の特質はどのようなものであったのかを、公武関係という視点に立って分析したものである。第一章で分析対象となったこの期の論旨・院宣については、嘉吉の変（一四四一年）以後に発給されたものには、「任武家之下知」との文言が入り、武家の意向に任せることを明確にするなど、大きな質的变化を遂げることを明らかにしたし、また第二章で分析された伝奏の

職務内容の変化、とりわけ「公武之時宜」の文言に着目して、そこから足利義持政権期の公武協調体制を導き出したことなどは、卓見とすべきであろう。さらに第三章で取り上げられた室町期の准后については、この期のこの問題に関する専論がほとんどない研究状況のなかで、基礎的研究として今後、この分野における出発点ともなる業績である。准后宣下をうける人物、あるいは准后を宣下される過程において、足利將軍の関与が大きかったこと、そして嘉吉の変以後、將軍の主導性が低下するとともに、准后宣下は將軍との関係を希薄にしていく等の過程を明らかにした功績も非常に大きい。

その一方で、足利氏・室町殿などの語の使用に関して、概念としての不安定さを感じさせる部分が幾つかみられた。また例えば、「任武家之下知」などの文言が、論旨のなかに記されるに至る具体的な手続きは、公武間の意志の伝達を考察する面からも重要であるにもかかわらず明らかにされていなかったこと、さらには足利義満・義持が院執事となり、これを宮中儀礼と関連させて足利將軍家の上級公家としての役割を議論する箇所などは、宮中儀礼の内容分析が必要であったこと、「室町期公武関係」とのテーマ設定にもかかわらず、分析の中心が十五世紀前期から中期までであり、十五世紀後半にまで広げる必要があった、などの問題点もあった。また「はじめに」で設定された「中世後期における天皇の存在形態とその権威の在り方」を問うとした本論文の課題が、公武関係の視点を強調する余り、却って少し弱められたのではないか、との指摘もあった。ただしこうした問題点は、今後の研究の深化とともに克服されるものであることも合わせて指摘された。

審査委員は、以上のような幾つかの問題点を含みながらも、本論文は学術的水準を十分に備え、かつ日本中世後期政治史研究に寄与するところの大きい論考であることを認め、また口述試験における回答も的確で

あったことから、博士学位を授与するにふさわしい、との評価で一致した。

試験または学力確認の結果の要旨

審査請求者は、一九九八年四月に本学大学院に入学、博士課程前期課程、博士課程後期課程において所定の単位を取得、二〇〇六年三月、満期退学した。提出された審査論文は、請求者が日本史研究の専門学会雑誌に掲載した論文二編（一章と三章）と、本論文のために書き下ろされた論文一編（二章）から成りたっている。また申請者からはこのほか、専門雑誌に掲載された論文二編が参考論文として提出された。日本中世後期政治史研究、とりわけ公武関係史研究では、近年、従来の通説的理解を問い直す論考が相次いで発表され、これが新たな一つの大きな流れとなっているが、申請者の研究は、その流れの一翼を担うものとの評価を学界において得ており、学会における研究発表も幾つか行っている。

本審査委員会は、学位請求論文の内容、論文審査の結果、およびその他、学業成績等を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

本田 貴彦

『殷西周金文総合研究』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇六年三月三十一日

審査委員

主査 本田 治

副査 松本 英紀

副査 吉本 道雅

論文内容の要旨

殷周時代の青銅器銘文を「金文」という。提出論文は、殷・西周金文の「本質」、すなわち金文が書かれた目的の解明を多面的に試みるものである。その構成は次の如くである。〈はじめに〉、〈第一章 殷—西周期の金文について〉、〈第二章 作器語句の分析〉、〈第三章 殷代の金文について〉、〈第四章 いわゆる冊命形式金文出現の意義について〉、〈第五章 西周金文における大事語句の変遷〉、〈結語〉。

〈はじめに〉では、金文研究の現状を総括した上で、本論文全体の問題提起を行う。

〈第一章 殷—西周期の金文について〉は、金文の本質に関わる総論であり、〈はじめに〉、〈第一節 殷—西周金文の分類〉、〈第二節 長文書式の分析〉、〈第三節 青銅器の意義〉、〈小結〉の構成を採る。第一節では金文を短文・短文・長文に分類した上で、祭祀の主体・対象を記す短文が初発し、作器を記す短文が殷末に出現し、長文は短文に大事を附

加したものとす。第二節は、殷・西周の長文を時期を追って分析し、それらが共有する要素が賜与であることを確認する。第三節では、青銅器は祖先祭祀の必要から恒常的に製作されるものであり、そうした製作の契機は金文それ自体には必ずしも認められないとし、賜与が上下関係の明確化を示すものであることを指摘する。

〈第二章 作器語句の分析〉では、第一章の三分類のうち、第二の「短文」に当たる作器語句、すなわち第一章の三分類のうち、第二の「短文」に当たる金文の分析が試みられる。〈はじめに〉、〈第一節 作器語句に見える呼称の分類〉、〈第二節 鼎・鬲・簋・盃における呼称の変遷〉、〈第三節 盤・盃・匜における呼称の変遷〉、〈第四節 呼称変遷の意義〉、〈小結〉の構成を採る。第一節では、従来器名とされてきた文字につき、①あらゆる器種に用いられ、複数の文字を組み合わせた際に必ずしも末尾に置かれられないもの、②比較的限定された器種に用いられ、複数の文字を組み合わせた際には必ずしも末尾に置かれるもの、の二つに分類した上で、①を汎称、②を器名とし、②の確定の時期が器種により異なることを指摘する。この所見を承けて、第二節では鼎・鬲・簋・盃、第三節では盤・盃・匜の呼称について分析した上で、器種ごとの器名の確定時期を確認する。第四節は以上の分析を整理した上で、西周ⅡBに呼称の変化が始まり、ⅢBには全器種の器名が確定することを確認し、器名確定の時期が器種により異なることを、その器種を作成する工房分の時期の相違に由来するものとする。

第三、第五章は、第一章の三分類のうち、第三の「長文」が分析の対象となる。

〈第三章 殷代の金文について〉では、殷代の金文を考察する。〈はじめに〉、〈第一節 殷金文の選別に関する問題〉、〈第二節 殷金文の書式〉、〈第三節 非王賜与金文について〉、〈第四節 青銅器の意義〉、〈小

結の構成を採る。〈はじめに〉では、従来の殷代史研究においては、甲骨文に対して金文は補助的な資料として扱われ、十分な分析が行われてこなかったことを指摘する。第一節では、殷金文の選別に関する従来の方法を批判的に整理した上で、林巳奈夫が殷に断代するものとその後殷墟より出土したもの、あわせて十五件を殷金文として確定する。第二節では、殷金文の書式について分析し、その全てが貝の賜与を記すことを確認する。ついで、これを承けて、貝が諸地域から殷墟にもたらされたものであること、従って貝は王権を象徴するものであることを指摘する。第三節では、賜与者が王以外の金文を分析し、これらが「子」「司」の如き同一集団内の賜与ではあるが、王権の象徴である貝の賜与は、むしろ王と受賜者の関係を強調するものであったと論ずる。第四節では、殷金文に青銅器ないし青銅の賜与が見えないことの意味を検討しつつ、青銅器の所持が、殷王朝内部における活動の保証を示すものであったとする。

〈第四章 いわゆる冊命形式金文出現の意義について〉は、いわゆる冊命形式金文の分析を通じて、西周後半期の賜与金文の意義を考察する。〈はじめに〉、〈第一節 冊命形式金文の研究史〉および節題のない第二・三節、〈第四節 廷礼の意義と廷礼金文の意義〉、〈小結〉から成る。第一節では、先行研究の整理がなされる。第一節は冊命金文に関わる先行研究を整理し、その問題点を確認する。第二節ではいわゆる冊命金文の書式を確認した上で、それらに不可欠かつ固有の要素が廷礼であることを確認し、「廷礼金文」の範疇を分類上より有効なものとして提起する。第三節ではまず、〈一右者について〉において、右者が一定の身分的範囲にあったものとし、〈二職事〉では、まず廷礼で与えられる職事をⅠ類；個別の職事、Ⅱ類；総管的職事、Ⅲ類；王家の家産管理に関する職事、に分ち、ついで、Ⅱ類・Ⅲ類に関わる右者・受命者がともに

それぞれ公・宰に相当する地位にあり、従って廷礼は同程度の職掌をもつものの間の職掌範囲の確認の場であったとする。第四節では、廷礼金文が、受命者・右者の調停者としての王の存在を表示することを第一の目的とするものとする。

〈第五章 西周金文における大事語句の変遷〉は、〈はじめに〉、〈第一節 大事語句における祭祀の変遷〉、〈第二節 大事語句における征伐の変遷〉、〈第三節 大事語句変遷の意義〉、〈小結〉の構成を採る。論者は、「長文」を賜与語句に大事が附加されたものとするが、本章は、王によって行われた様々な行事を大事と称し、それについての語句を分析する。西周期の「大事語句」を通観することで、第三章の殷、第四章の西周後半期の間に位置する西周前半期の状況の解明をも試みるものもある。〈第一節 大事語句における祭祀の変遷〉では、西周初期における祭祀が、宗周・成周など拠点都市における汎世界的な祭祀であることに對し、中期以降、祭祀の背景をなす世界観の縮小が認められるとする。〈第二節 大事語句における征伐の変遷〉では、西周初期の征伐が克殷など王が主催し周の拡大を図るものであったのに対し、中期に王以外のものによる征伐が記述されるようになり、後期には王の征伐が復活していることが確認される。〈第三節 大事語句変遷の意義〉では、西周中期、周辺地域の支配が有力者を介在するものとなった結果、汎世界的な祭祀、王の親征が記述されなくなったが、後期には獫狁の軍事的脅威のもと、有力者の支持のもと、王の親征がふたたび記述されるようになったものとする。

結語においては、全体の論点を整理した上で、殷・西周王権の性格につき簡単に展望する。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇六年七月十五日、末川記念会館第一会議室において、午後一時から午後二時四〇分まで公開で行われた（傍聴者八名）。

中国古代青銅器銘文が何を目的として書かれたのかという金文の本質論については、祖先の功績を子孫が記述したものとする伝統的言説が漠然と受容されてきた。これを初めて問題化したのが、松丸道雄編『西周青銅器とその国家』（一九八〇）である。西周金文における青銅器銘文をいわゆる作器者ではなく王室が起草したものとする松丸説は、しかしながら、その資料解釈に十分な説得力を欠いたこともあり、伊藤道治『中国古代国家の支配構造』（一九八七）などにおいて批判を被り、その後、この問題を正面から扱った研究はない。

本論文は、殷・西周金文を包括的に概観し、多面的に分析することによって、この問題の解明を試みる意欲作であり、全体の構成は周到である。すなわち、まず〈第一章 殷—西周期の金文について〉において、殷・西周金文を短文・短文・長文に分類し、これらのうち〈第二章 作器語句の分析〉では短文を、第三―第五章では長文を扱う。〈第三章 殷代の金文について〉では殷を、〈第四章 いわゆる冊命形式金文出現の意義について〉では西周後半期を扱い、〈第五章 西周金文における大語句の変遷〉では西周期を通観することで、第三・四章で扱い得なかった西周前半期についても考察する。

こうした構成を採用した結果、本論文は金文の本質論を殷・西周の全時期を通じて実行した現時点で唯一の研究となっている。さらに、甲骨文にもつばら依存する殷代史研究において、殷金文の専論は、赤塚忠『殷金文考釈』（一九七七）が従来ほぼ唯一のものであり、その点で、殷

金文を包括的に分析し、それを研究の一つの起点に置いていることも本論文の大きな価値とあってよい。個別的ないくつかの論点についても、従来の殷西周史研究において不十分であった金文の本質論に基づくものであるため、先行研究の行論の無意識的な弱点を鋭く剔抉するものとなっている。たとえば、第二章の青銅器の器名、第三章の殷金文の判別基準、第四章の廷礼における右者・受命者の関係、第五章の西周金文所見大事の包括的検討などの議論は、単に殷・西周金文にとどまらず、出土文字資料に基づく中国古代史研究全般に関わる議論に展開する可能性をほらむものでもある。これらの点だけでも本論文の価値はきわめて大きいといわねばならない。

無論、いくつかの問題がないわけではない。個々の材料の解釈や評価、あるいはときに形式論理的な行論などに議論の余地のあるものも少なくないが、ここでは全体に関わることだけを挙げておこう。

まずは、先行研究に対する扱いである。たとえば松丸の問題意識は、特定の西周金文におけるむしろ個別的な意図を問題にしたものであり、金文の一般的本質を問題にしたものではない。論者とはそもそも問題設定の方向が異なるといわざるを得ない。先行研究の評価に際しては、単に特定の話題における記述の有無ないし是非を問題にするのではなく、研究を支える問題系そのものを再解釈するといった作業が有効であり必要でもあろう。そうした作業が必ずしも十分でないため、金文の専門家以外にとっては、〈はじめに〉の記述は簡略に過ぎるとの印象を禁じ得ないであろう。

今一つ指摘すべきは、論者が行論の根拠として提示する金文が、それを載せた青銅器が林巳奈夫「殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代の変遷」（一九八三）・『殷周時代青銅器の総合的研究—殷周青銅器綜覧一—』（一九八四）において編年案を与えられているものに基本的に限定

されているということである。そもそも金文を歴史研究の資料として用いる場合の最大の問題は、その編年が不安定なことである。その点で、今日もお最も確実なものである林の編年案をもつものに資料を限定したことは、一つの「見識」といふべきであろう。加えて、林（一九八三）は枚帙の制約によるものか、金文の出典に関する記述がきわめて簡略で、本格的な利用には引用資料を一々同定する必要がある。そのため従来の研究では十分には活用されてこなかった。金文の専門家以外には気付かれないことだが、本論文では林（一九八三）引用資料の同定というきわめて煩雑な作業が丁寧に行われており、その努力は驚嘆に値するものである。そのような長所は賞賛すべきものだが、その一方で、これら林の著作もすでに二十年以上前のものであり、かつ器影の知られないものについては当然のことながら最初から収録されていない。全体的な行論には結果的に影響しないとはいふものの、林の扱わなかった金文も簡単な言及にとどめず、より立ち入った検討を積極的に加えてもよかったように感じる。

しかしながら、これらの問題点も瑕瑾といふべきものであり、本論文の価値を大きく損なうものでないことはいうまでもない。以上は、審査委員会の一致した審査結果である。

試験または学力確認の結果の要旨

審査請求者は、本論文第三・第二章のもととなった「殷代の金文について」（『立命館史学』二三、二〇〇二）・「西周金文作器語句の分析」（『立命館東洋史学』二六、二〇〇三）を公刊し、いずれも学界の評価を得ている。中国古代史研究においては、とりわけ一九九〇年代以降出土文字資料が膨大に公刊されるようになり、研究の飛躍的な精密化を可能にしているが、その反面、出土文字資料の性格を的確に評価することが要

請されつつある。こうした研究の現状において、本論文の提起した殷周金文の本質論に関わる諸問題は、単に金文を用いた殷・西周史研究のみならず、出土文字資料を用いた中国古代史研究全般に関与しうるものであり、その価値は極めて高い。

以上の諸点を総合的に評価し、審査委員会は、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

村 中 亮 夫

『表明選好尺度に基づいた
環境資源管理の空間的経済評価』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇六年三月三十一日

審査委員

主査 生 田 真 人

副査 須 原 美 士 雄

副査 中 谷 友 樹

論文内容の要旨

第一章で、論文作成の背景と論文構成についての記載がなされ、第二章ではこの論文の方法論上の基礎となる各種の価値種類とそれによる便益を計測するための手法、それから分析データについて整理した。ここでは、本論文で用いられている環境経済評価法のひとつである仮想市場評価法を用いた便益評価に関する理論的背景について検討した。農林関係資源を適正に管理することは、それらの資源に関与する多くの人々に便益をもたらす。その便益の大きさは、支払意思額(WTP)によって測定される。さらに森林資源管理に関わって、労働意思量(WTW)を導入することの意義とその具体的方法について検討されている。

続く第三章では、この論文で新たに提案され、本論文の独創性の根拠ともなっている環境経済評価の空間分析的アプローチの方法論とその手法について考察した。WTPを用いて便益の実態を明らかにした業績は

多いが、ある環境資源に関わる複数の人々がその資源に対して想定する便益の大きさは、資源との間の距離の違いによって異なるという点(距離減衰効果)に着目した研究は、ほとんどない。本論文は、研究の主な焦点をその部分に置くことで、便益の在り方を地理学的に解明することが指摘されている。

第四章から第六章までの三つの章では、上で整理した方法による実証分析を行った。まず第四章では、高知県高岡郡梶原町の棚田保全活動の事例を用いながら、棚田という近年注目されている環境資源を保全することで生まれる便益の距離減衰効果を計測した。そして、それによって生まれる費用負担と便益享受に関する空間的問題の存在を実証的に明らかにした。続く第五章では、山口県を対象に県内の杉人工林から飛散する花粉による杉花粉症のリスク削減を意図した人工林整備を事例にして、空間的に偏在する環境資源を評価する手法を検討した。ここでは、距離帯別に設計された仮想市場を導入し、それを評価する手法等について考察し、公的部門は杉花粉症対策を推進すべきことを指摘した。第六章では、兵庫県中町の里山管理の事例を用いながら、貨幣的な評価測度のみでは対応できない環境政策評価の事例に対して、WTPに加えつつWTWの計測を用いた環境管理の便益評価を行った。WTPの表明金額とWTWの表明量を説明する諸要因を検討し、その政策的な含意を考察した。

これらの実証分析を受けて第七章では実証分析を通じて得られた知見に言及しながら、環境資源を保全することにより生まれる便益と費用負担の空間的格差に関する課題について議論している。そして最後に第八章で本論文から得られた研究成果と今後の課題について整理した。

論文審査の結果の要旨

第一章では、主にこの論文で用いられている三つの実証分析に関する位置づけについて審査した。申請者からは、農林資源管理に関して、近年社会的関心を集めている問題点について検討したとの回答があった。その点については、社会的関心の度合いに注目して実証分析の対象を選んだために、実証分析の対象地域に関する地理学的整理がやや不足していることが指摘された。

次に第二章と第三章の論述に関して審査した。これらの二つの章は水田や畑地、森林などの農林資源の管理とそれを空間的視点から分析する際に課題となる諸点について検討を加えている。申請者はまず農林資源の持つ多面的な機能と経済的価値を整理した。そして多面的機能として、国土保全機能他の諸機能を区分し、経済的価値については利用価値と非利用価値に区分して検討した。これら二つの経済的価値の内、前者について、さらに三種類の価値に区分した。また、後者についても三種類の価値に区分して検討した。これらの価値分類については環境問題の経済学的分析の際に用いられる効用価値説に従ったものである。この学説は主観的な観点からの価値分類であるが、これらの価値分類の類似性と相違点について詳細に確認した。その際には、価値分類と、それらがアンケート調査を通じてデータとして収集される際のアンケート技術による制約との関係に関する質疑を通して審査した。

続く第四章から第六章までには、学会誌に査読論文として公表された論考を基に、それに加筆修正を加えたものであるが、改めていくつかの事実関係に関する確認を行った。そして、残りの諸章については方法論の検討を行った三章までの論述と合わせて総合的に審査した。

申請論文は、研究を進めるにあたり、距離帯別仮想市場という概念を考え、資源と便益享受者との間の距離の違いを、分析の中に明確な形で

取り入れる手法を提案した。また、便益の大きさを調べるアンケート調査の費用・労力上の大きい負担を軽減するために、便益移転という分析方法を導入した。さらに、三ヶ所で実施された実態調査のうちの二ヶ所では、市民ボランティアによる無償での里山保全活動が活発に行われているため、便益の大きさを調べるのに、WTPとWTWの両方による測定を同時に行った。その結果、どちらの形式での代償提供を選択するかという点については、資源管理・保全に対する個々の人の経験、知識、考え方などによって分かれることが明らかとなった。これは、保全活動を主催する側に対して、どの種の活動にどのような属性の人を当てるのが効果的であるかの判断基準を提供するものであり、地理学の応用面での新しい貢献の可能性を示した。

申請論文は、環境経済学的評価手法に、地理学的な分析次元を導入することを提案した独創性の高い論文である。提案された手法は充分には精緻化されていないけれども、環境経済評価における対象物（環境財）が地理学的な事象であり、その空間的広がりや、評価を行う人間と環境財との空間的な関係が、評価結果を大きく左右する点を明らかにした。とりわけ、提案された受益圏の設定や便益移転法の方法は、今後のさらなる精緻化がなされると、幅広く応用できる可能性が大きい。

空間的経済評価の尺度としてWTPのみならず、WTWを導入した点も新しい視点であるが、その空間的特性は充分には明らかになっていない。またWTPとWTWの差異についても記述的な分析の段階に留まっている。十分な解釈は成し遂げられてはいない。さらに、環境財評価の空間的特性から、環境財をめぐる空間的対立の可能性を論じているが、それに関する具体的な事例は提示されず、説明に具体性がやや欠けている。しかし、地理学的な分析視点を加味した環境財の評価手法を体系的に論じ、地理学における環境研究の新しいアプローチを切り開いた意義は大

きく、申請論文の内容は博士（文学）に値すると判断する。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は審査に当たって必要とする規定本数以上の四論文をすでに公表している。これらの諸論文の内三論文は、地理学の諸学会の中でも全国レベルの高水準の学会誌であり、これらの論文は数学的モデルを使用した論理性の高い実証研究である。申請者の研究能力とそれを支える学力の一部については、これらの公表論文からも判断することが出来る。さらに、申請論文の作成に当たっては、既往の公表論文を基にした課程博士論文としての一貫性の追及がなされている。ここでは、複数の個別論文を統合し、それらを総合したひとつの大きなテーマの下に個別の実証研究が展開されている。こうした論文作成能力を総合的に判断すると、課程博士授与にふさわしい学力があるといえよう。

外国語運用能力については、課程博士論文における論文の引用状況などから英語能力は高いものがあることが分かる。さらに、申請者はすでに海外の国際学会において英語による研究発表も行っている。これらのことから、英語読解力と文章作成能力などを含む英語運用能力は高いものがあると判断できる。当審査委員会は、学位請求論文の内容、論文審査の結果、およびその他、学業成績等を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

楠井清文

『植民地』空間の文学——中島敦の作品を中心として——

賞作・庄司総一『陳夫人』を視座として

第九章、マラヤにおける日本語教育—軍政下シンガポールの神保光太郎と井伏鱒二—

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇六年三月三十一日

審査委員

主査 木村一信

副査 中川成美

副査 瀧本和成

論文内容の要旨

提出論文は、以下に示すような三部構成の全九章からなっている。

序論・〈植民地〉空間の文学

第一部、初期作品における〈植民地〉表象

第一章、〈朝鮮〉表象と初期作品—近代文学者の〈植民地〉表象

第二章、「プウルの傍で」論

第三章、「虎狩」論—エキゾティシズムを覆す語りの構造

第四章、「北方行」論—越境する日本語

第二部 「大東亜戦争」期の創作活動と「南洋行」

第五章、「光と風と夢」論—〈サモア紛争史〉という歴史認識

第六章、ゴーギャン「ノア・ノア」の受容と系譜

第七章、「マリアン」論—相対化される〈南洋〉表象

第三部 補論・「大東亜共栄圏」下の文学

第八章、大東亜文学者大会の理念と実相—第一回大東亜文学賞受

立命館大学大学院文学研究科博士論文審査要旨

本論文は、昭和期の作家である中島敦作品の中で、〈植民地〉を題材にしたものに焦点をあて、中島文学の特性を〈植民地〉という空間との関わりから考察したものである。対象となる作品は、発表の時期と題材にとられた地域とによって、初期の〈朝鮮〉もの、中期の中国や〈満州〉もの、後期の〈南洋〉ものに区分できる。そして、それぞれの時代的・社会的背景として、三・一独立運動、関東大震災時の「朝鮮人」虐殺事件、満州国建国、南洋統治といった日本の植民地支配に深く関わった事項のあることが見て取れる。つまり、中島作品は我が国の「日本」という空間意識の編成と密接に関係しているのである。「外地」とよばれた植民地では、政治的・経済的要素に劣らず、言語・教育など文化の領域が、「外地」を包摂する手段として重視された。「外地」に住み暮らした日本人の多くは、そこを「内地」より劣った地として意識し、また、自己が辺境の地にいるという劣位の意識をもつことが多かった。植民地では、支配者／被支配者という対立の次元のみならず、複数の方向性をもつ権力関係や意識が交錯する場であった。中島の文学は、まさにこうした空間から「同一性の揺らぎ」といった固有の問題意識とも重ねあわせて独自の主題が打ち出されてきたのである。

第一部においては、中島にとって〈朝鮮〉または〈朝鮮人〉を表象する行為は、同時に自己をどのように位置づけるかという問題と不可分であったことを検証している。たとえば、「巡査の居る風景」では、〈朝鮮人〉巡査や〈朝鮮人〉「売春婦」の視点から民族的同一性に揺さぶりをかけ、書き手である作者もそこで自らに同一性を問いかけるという実験

を行ったのである。それによって、特権的読者（主として、日本人と日本語を解する「朝鮮人」）へも問題の共有化をはかる。「プウルの傍で」をみると作者の「朝鮮」での体験も反映させ、植民者の同一性をさらに厳しく問いかけている。母語としての日本語が「外地」生活者にとつては、どれほど異和をもたざるを得ないものであるのか、さらに故郷へのリアリティのなさなどを描き出す。「北方行」では、北京（北平）の多言語状況下における日本人たちの血のつながりや孤独などを題材にして、スケールの大きな作品を構想した中島を論じている。

第二部では、日中戦争やアジア太平洋戦争期の中島を見据え、「南」への関心・憧憬といった心性の系譜と中島作品を対照している。「光と風と夢」における主人公に託された、自己再生の企図を抱いて南方へ向かうというモチーフは、大正期以来の生命主義的な〈南洋〉像を前提として、発表当時の同時代言説と合致するものであった。主人公の言動は、大東亜戦争を正当化する懸念があり、危うい位置にある作品となつた。そこで、我が国におけるゴーギャンの受容の歴史を追い、改めて近代日本の南方関与を確かめている。「マリアン」では、南洋が表象化するプロセスそのものが主題とされていることを論じている。

第三部では、同時代の文学状況を中島以外の文学者を見ることで検証している。大東亜文学者大会とそれを記念した賞を詳しくたどり、「外地文学」が「大東亜文学」へと組み替えられて行く過程を『陳夫人』という作品を通してアイデンティティの葛藤といったテーマの中に読み取っている。また、マラヤにおける日本語教育に宣伝班の一員として関わった神保、井伏、中島健蔵らについて論じ、軍政という暴力的な状況下での言語政策のもつた悲喜劇を主に井伏作品を通して論じているのである。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇六年七月十四日（金）、午後四時三〇分より一時間四五分にわたり末川記念会館第一研究会室を会場として、三名の審査委員によって行われた。公開であり、十一名の陪席者がいた。本論文にたいする三名の審査委員の一致した見解、評価は、以下の通りである。

まず、形式上の不備として、「序論」がおかれているのに「結論」がないのは、整合性を欠くものであり、短くとも「結論」は設定すべきであった。また、表記上では目次に第三部の部分が欠けていて、ケアレスマスかと思われるが、注意が必要である。

内容に関して言えば、問題設定が大変に優れていて、中島作品をこれまで主流となっていた自我論的なアプローチを排し、〈植民地〉といった視点から論じた点は評価できよう。また、それに伴って、中島作品の初期、中期、後期といった時代区分を、「朝鮮」、「中国」（「満州」も含む）、「南洋」といった自身も住み暮らし、訪れ、赴任した土地と、さらに日本の植民地統治下での主な出来事などをそこから区別をさせたことも、従来にない創意であり、優れている。

第一部は、修士論文で論じた事柄にさらに資料的な補いと論述の精緻さを加え、特に出来栄えがよかった。〈植民地〉という時空間に発生する問題に視点をすえ、支配と非支配、優位と劣位、母語と強制された言語など、政治的な「外地」と「内地」という枠をこえた、より身体的な事柄に着目して、作品の分析を進めていた。そして、中島の「戦略」と申請者が評する「同一性の揺らぎ」の追及は、これまで十分に分析されてこなかった作者の意図を、本論文はみごとくすくいあげたと見えよ

う。

第二部において、「光と風と夢」を論じるに際し、明治期以来のいわゆる「南進論」の系譜を丹念にたどったことは、卓見であろう。そこに大正期の「生命主義」を重ね合わせ、主人公スチーブンスンの言動が、当時の我が国の状況下では「大東亜戦争」肯定へとつなげ兼ねないとの危惧が導かれている。興味深い指摘であり、この観点は、さらに論じる余地がある。『マリアン』を論じた章では、ジェンダー論を援用しての展開が望まれたが、申請者はややこの点についての意識が欠けていたようだ。

第三部については、審査委員の一人が高く評価した。『陳夫人』を論の対照としてとりあげたところや「外地文学」から「大東亜文学」への移行など、新しい視点からのアプローチがあった。惜しむらくは、中島文学と多少なりとも、関わりを持たせた論述が含まれていれば、との思いが残る。「マラヤにおける日本語教育」も同様であり、「南洋庁」の国語教科書編集という仕事でパラオに赴いた中島の日本語教育への取り組みを、神保や井伏の場合と比較、対照させて論ずれば、かなり面白い論述ができあがったのではないかと感じられる。さらに、〈植民地〉の定義を申請者なりに、はじめにきっちり記しておくべきであった。こうした、今後に残された課題はあるが、論述は平易で、わかりやすく、構成員もあり、優れた論文というのが、審査委員の一致した意見であった。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は、すでに審査のある学術雑誌に一本の論文を発表しており、近刊予定の単行本（審査あり）にも論文収録が決まっている（現在、印刷中）。学会発表も、国内外においてすでに三回、おこなっている。

当審査委員会は、本人の既発表論文内容・経歴等により、十分な学力の所持者であることを認めた。
当審査委員会は、これらの点を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により博士（文学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。